

令和2年度 農業関係補助事業のお知らせ  
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業)

## 黒石市未来をつくる農業推進事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、農産物の生産規模縮小及び売上額の減少が懸念されることから、将来を見据えた農業経営に取り組む農業者を支援する事業を実施します。

### 補助対象者

市内在住で、次に掲げる要件の全てに該当する者(法人含む)

- ① 先進農業者または認定農業者、認定新規就農者もしくは人・農地プラン農業者  
※先進農業者とは
  - ・ 経営発展のため低コスト栽培、労働力の削減、生産規模の拡大等に計画的に取り組む者
  - ・ 市が推進する農産物(有機農産物、メロン黄美香、シャインマスカット、牡丹そば等)の栽培に取り組む者
  - ・ 新たな販路の拡大について積極的に取り組む者
- ② 市税の滞納がない者
- ③ 青色申告実施者又は実施予定者(個人である場合に限る。)

### 補助金の額

補助対象経費(消費税を除く)の1/2以内の額(上限:100万円)

※申請多数の場合は、調整させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

### 申請期間・方法

交付申請 (令和2年12月25日(金)まで)

交付申請書に以下の必要書類を添付し申請してください。

- 必要書類…①補助対象経費の見積書等  
②本人確認書類(運転免許証等の写し)  
③青色申告承認申請書等の写し(個人である場合に限る。)  
④直近年度の市税の納税証明書  
(令和2年1月1日現在、市外に住所を有していた者に限る。)

↓  
交付決定

↓  
実績報告 (令和3年2月26日(金)まで)

実績報告書に以下の必要書類を添付し報告してください。

- 必要書類…①補助対象経費に係る領収書等の写し  
②補助事業を実施したことが分かる写真等

↓  
補助金額の確定・請求

必要書類…振込先の口座確認書類など

↓  
補助金振込

## 補助金の交付の対象となる経費

次に掲げる①～⑥の経費の合計額が30万円以上（消費税を除く）の場合で、令和2年4月1日から令和3年2月26日までに補助事業が完了していることを領収書等で確認できる経費。

※市の他の補助金又は国、県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みの場合を除きます。

### ① 先端技術を活用できる農業機械等の導入経費

（例：農業用ドローン、直進キープ機能付田植機等）

### ② ICT機器、ロボット技術利用に要する経費

（例：ほ場水・果樹園地管理等クラウドアプリシステム、タブレット等を活用した栽培記録簿の導入等）

### ③ 作業の省力化に要する農業機械等の導入経費

（例：ラジコン草刈機、農作業アシストスーツ等）

### ④ 感染症防止に係る直売所等の環境整備に要する経費

（例：HACCP等国际取引に対応した衛生管理対策費用、非接触型体温計、酸性電解水生成器購入費用等）

### ⑤ 安心・安全な農産物の輸出、販路拡大に要する経費

（例：農産物販売に要する配送料、発送商品用梱包資材、販売促進イベント参加料、販売宣伝サイト・チラシ等作成・研修旅費等の経費、輸出に必要な衛生管理等に関する検査手数料等）

### ⑥ 市が推進する農産物（有機農産物、メロン黄美香、シャインマスカット、牡丹そば等）の生産環境向上に要する経費

（例：防除作業等の省力化を図る被覆資材等を使用した農業用施設、高付加価値化を図る集出荷機械の導入等）

※補助対象となる経費の詳細については、事前にお問い合わせください。



### ★お申込み・お問い合わせ先★

黒石市農林部農林課 りんご農産係（黒石市産業会館3階）

TEL 52-2111（内線652・653）